

(参考) 平成26年度における主な新規施策



## 耐震対策緊急促進事業の拡充

### 1. 目的

改正耐震改修促進法において耐震診断の義務付け対象となる建築物について重点的かつ緊急的に耐震化の促進を図るとともに、既設の超高層マンション等の安全性を確保するため、今後想定される長周期地震動を踏まえた耐震改修等に対する支援を追加する。

### 2. 内容

#### (1) 耐震対策緊急促進事業の予算額の増額

国費：200億円（前年度100億円）

#### (2) 長周期地震動対策緊急促進事業の創設

##### ① 事業内容

長周期地震動対策に関する詳細診断並びに制震改修等に係る設計及び工事に対して支援する。

##### ② 事業主体

民間事業者等

##### ③ 補助対象

長周期地震動に対して安全性が確保されていないおそれのある超高層建築物等のうち、マンションを含む区分所有建物である建築物

##### ④ 補助率

・ 詳細診断への補助：【通常】国費1/3 → 【緊急支援】国費1/2

・ 改修設計への補助：【通常】国費1/3 → 【緊急支援】国費1/2

・ 改修工事への補助：【通常】国費11.5%、1/3

→ 【緊急支援】国費1/3、2/5

（通常の社会資本整備総合交付金等による国費分を含む助成率）

（上記のほか、社会資本整備総合交付金等を活用した既存の補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援）

##### ⑤ 補助期限

平成31年3月31日までに交付対象事業に着手するもの

## 災害時拠点強靱化緊急促進事業の創設

### 1. 目的

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

### 2. 内容

#### (1) 帰宅困難者への対応 (一時滞在施設の確保)

主要な駅の周辺において、民間再開発ビル等を活用して、行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設の確保を促進

(対象施設) 地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等

(対象地域) 政令市・特別区の主要駅や中核市・特例市・県庁所在市の中心駅の周辺

#### (2) 負傷者への対応 (災害拠点病院の整備)

大量に発生する負傷者に対応するため、災害拠点病院の整備を促進

(対象施設) 都道府県が指定する災害拠点病院

(対象地域) 全国

### ※共通的要件

- ・ 耐震性を有すること(新築の場合は、耐震等級2相当)
- ・ 自家用分(通常時に施設利用する者の分)と帰宅困難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること 等

### 3. 補助対象

帰宅困難者や負傷者を受け入れるために付加的に必要なスペースや備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備に要する費用(掛かり増し費用)に対して支援

### 4. 補助率

国:2/3、地方:1/3 (民間事業者の場合)、 国:1/2 (地方公共団体の場合)



## スマートウェルネス住宅等推進事業の創設

### 1. 目的

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、「スマートウェルネス住宅等推進事業」を創設する。

### 2. 事業概要

#### (1) サービス付き高齢者向け住宅整備事業

「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

#### (2) スマートウェルネス拠点整備事業

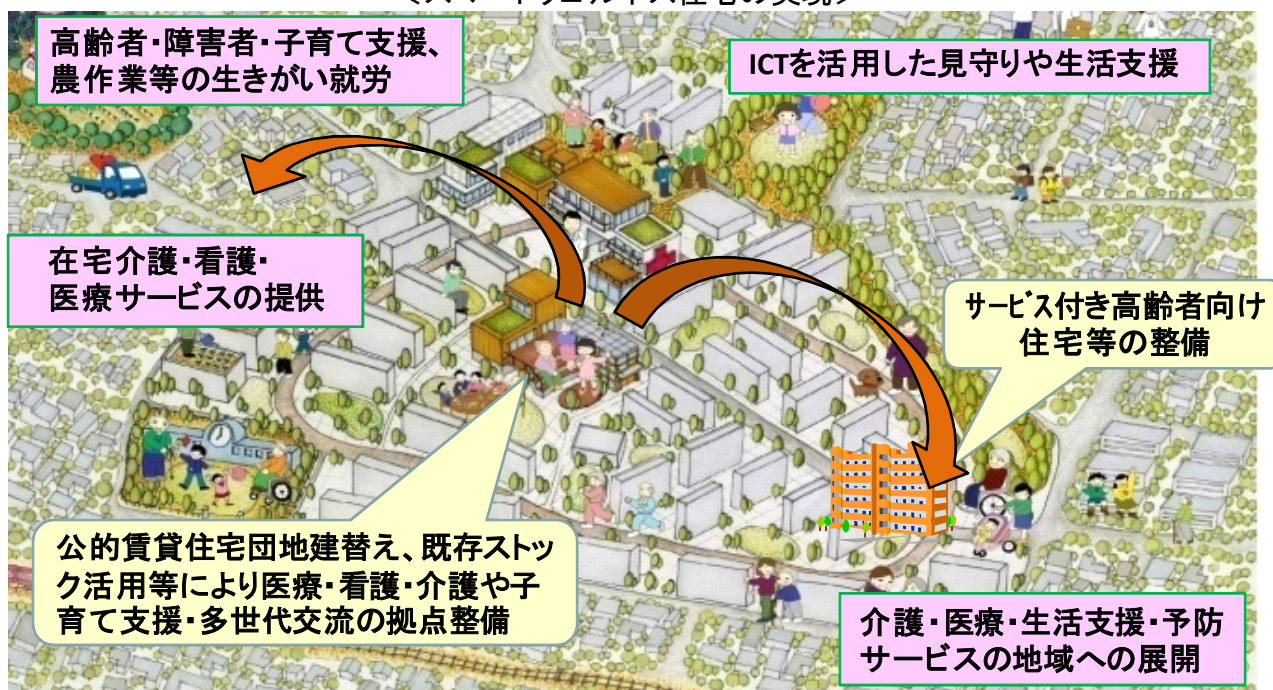
高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保や地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等の取組みに関する計画（スマートウェルネス計画）に基づき、住宅団地等における併設施設の整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

#### (3) スマートウェルネス住宅等推進モデル事業

高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な事業として選定されるものに対し補助を行う。

### 3. 平成26年度予算額（国費） 340億円

＜スマートウェルネス住宅の実現＞



## 地域居住機能再生推進事業の拡充

### 1. 目的

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる住宅・まちづくりを実現するため、複数の機能を導入する場合における団地規模の要件を緩和する。

### 2. 内容

#### (1) 拡充内容

団地内に複数の高齢者生活支援施設・障害者福祉施設・子育て支援施設を併設する場合には、地域居住機能再生推進事業の団地規模の要件を概ね300戸以上に緩和する。(現行：概ね1,000戸以上)

#### (2) 事業主体

地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者

#### (3) 対象事業

- ①以下の社会資本整備総合交付金の基幹事業、関連公共施設整備の交付対象となる事業
  - ・住宅市街地総合整備事業
  - ・公営住宅等整備事業、地域優良賃貸住宅整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業等
  - ・市街地再開発事業、優良建築物等整備事業
- ②スマートウェルネス住宅等推進事業、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業の補助対象となる事業
- ③再生促進事業（地域居住機能再生計画の目標を実現するため、①及び②と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業）

#### (4) 補助率等

- ①及び② それぞれの事業の補助率、補助限度額に準じる。
- ② 地方公共団体：1／2  
それ以外：国1／3、地方公共団体1／3

## 木造住宅技能者育成・技術力向上事業の創設

### 1. 目的

木造住宅供給の担い手となる大工就業者の減少・高齢化を踏まえ、新規大工技能者の育成の育成や大工技能者の技術力の向上に資する技術講習等の取組みに対する支援を行う。

### 2. 事業概要

#### (1) 事業内容

##### ①大工技能者育成事業

新規に大工技能者となり木造住宅施工を担おうとする者を育成するために実施する木造住宅施工技術の実技指導及びこれと一体的に実施する木造住宅技術全般の講習に要する費用に対して支援を行う。

##### ②大工技能者技術力向上事業

大工技能者の木造住宅施工の合理化に資する施工技術の一般化に要する費用、及び大工技能者の技術力向上に資する取組みのうち、リフォーム施工技術講習（耐震性向上、省エネ、高齢化対応、機能更新型）に要する費用のうち、テキスト作成、実大模型作成に要する費用に対して支援を行う。

(2) 事業主体 民間事業者

(3) 補助率 定額

(4) 事業期間 ①平成26年度～平成28年度

②平成26年度

3. 平成26年度予算額（国費） 8億円

## 低炭素ライフスタイルイノベーションを展開する評価手法構築事業の創設

### 1. 目的

家庭における温暖化対策を一層推進するためには、ドラスティックなライフスタイルの転換が必要であり、高効率機器等効果的な先進技術の導入だけでなく、地域の生活様式・気候の特性や、高齢化等の社会構造の変化に応じた転換を検討することが必要である。

このため、地域に根付いた先人の知恵や伝統技術、絆等も活かした真に豊かな低炭素ライフスタイル (New Low-Carbon Life Style) を創出するための検討を実施し、この成果から、新たなライフスタイルを展開する評価尺度を検討し、地域に応じた真に豊かな生活に着目した指標 (Non-energy benefits) の確立を目指す。

### 2. 事業概要

#### (1) 事業内容

##### ①低炭素ライフスタイルの効果実証

未来型ライフスタイルを一定期間試行・改善し、生活の豊かさとCO2削減効果を定量的に評価・実証

##### ②住まい方・自然の力を活用した技術等の評価手法構築

快適性、健康性、知的生産性等、環境以外の価値として生活の豊かさの定量的な評価を検証し、新しい暮らし方の評価手法 (NEB指標等) を構築する。

#### <例1> 自然や地域性を利用したパッシブ手法等による効果

- ・ 自然換気、自然採光による快適性向上やCO2削減効果
- ・ 緑化による放射環境の改善と自然共生
- ・ CLT (直交集成板) の活用等地域資源の利用
- ・ 地域特性に応じた空調のチューニング
- ・ 伝統的町屋における「古人の知恵」の再評価

#### <例2> 住まい方の工夫による効果

- ・ 生活空間のシェアによる生活の豊かさとCO2削減効果
- ・ 個々のライフスタイルに合わせた設備の運用最適化

#### <例3> 集合世帯における対策効果

- ・ 賃貸住宅の環境性能向上・入居者のCO2排出量評価
- ・ 福祉施設における温暖化対策と生活の質 (健康性) 等の評価

(2) 事業主体 民間事業者、研究機関等

(3) 事業期間 平成26年度～平成28年度

3. 平成26年度予算額 (国費) 2.5億円



低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業の創設

1. 目的

家庭からの温室効果ガス排出量は2012年度に1990年度比で約6割も増加しており、環境・生命文明社会の実現のためには低炭素ライフスタイルを推進することが必要不可欠である一方、各家庭での意識向上からCO2削減行動へつなげるためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが必要である。

このため、家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進することで、各家庭において現状から20%以上のCO2削減実現を目指す。

2. 事業概要

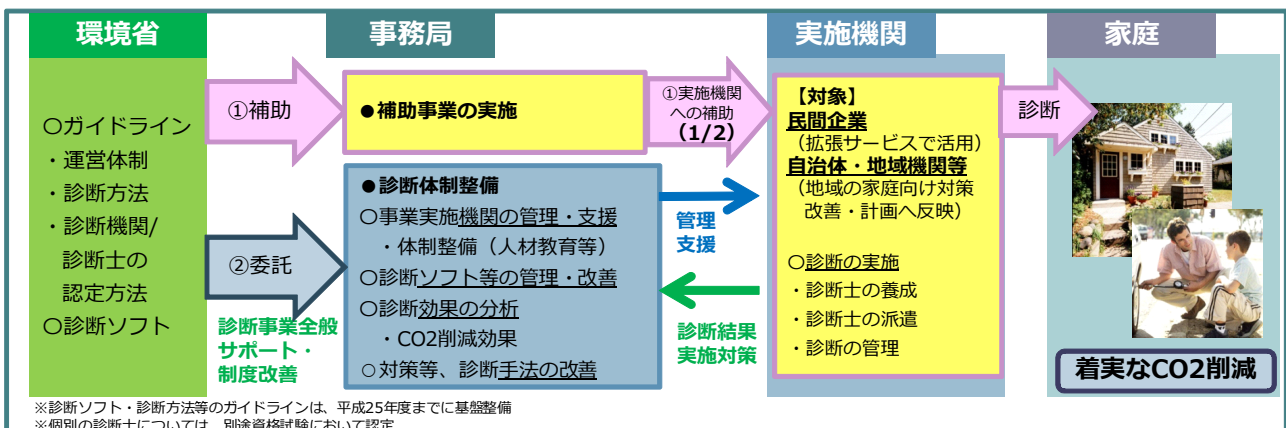
①家庭向けエコ診断への補助事業（補助）

家庭における低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭に診断員を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業に対して補助を行う。

②診断実施体制整備（委託）

診断を実施する上での体制整備として、環境省の示すガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフトの管理・改善等を行う。

3. 平成26年度予算額（国費） 3. 2億円



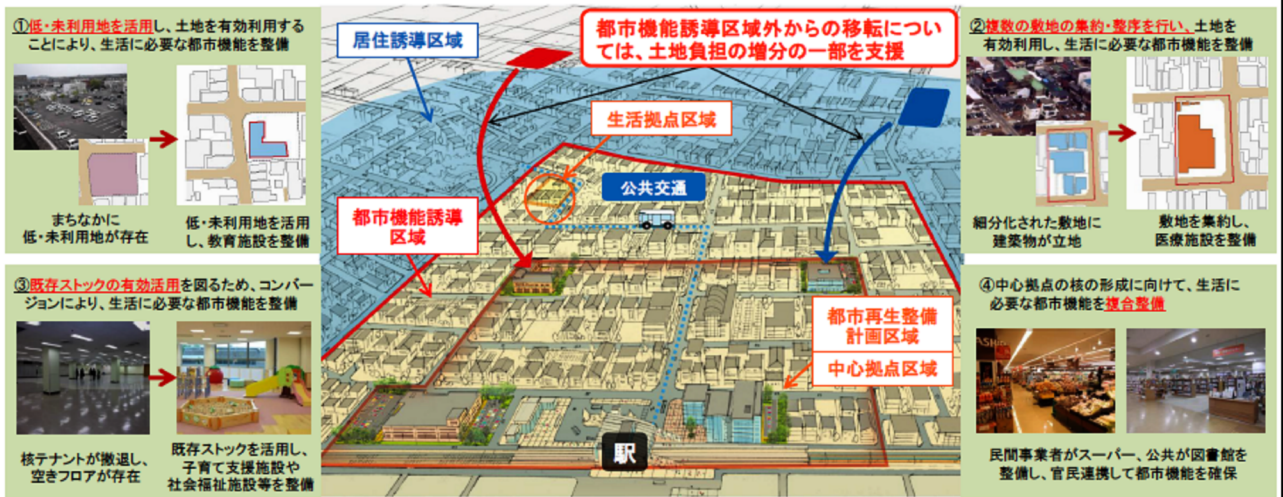
都市機能立地支援事業の創設

1. 目的

拡大した市街地において、地方都市を中心とした人口密度の低下により都市の生活や企業活動を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業）の維持が困難となるおそれがある中、まちの拠点となるエリアへ医療・福祉等の都市機能を誘導し、まちの活力の維持・増進（都市の再興）、持続可能な都市構造への再構築を図る必要がある。大都市等においても、高齢者の急増に伴う福祉等機能へのアクセスを確保するため、当該機能の適正立地を図る必要がある。

2. 事業概要

- ・生活に必要な都市機能（医療・社会福祉・教育文化・商業）を都市機能誘導区域内へ誘導するため、都市機能整備を実施する民間事業者に対し、国から直接支援（補助率1/2）
- ・地方公共団体からの支援額については、民間事業者に対する公有地等賃料の減免額や固定資産税等の減免額等を計上することが可能。
- ・「①低・未利用地の活用」「②複数の敷地の集約・整序」「③既存ストックの活用」「④都市機能の複合整備」を行う事業については、交付対象事業費のかさ上げを行い、民間負担を軽減。
- ・地域特性に応じた支援タイプの整理（人口密度維持タイプ、高齢社会対応タイプの創設）



マンション管理適正化・再生推進事業の拡充

1. 目的

マンションにおける課題の解決に向けた合意形成等の成功事例の蓄積を通じ、今後増大することが予想されている老朽化したマンションの管理適正化・再生促進に向けた環境整備を図る。

2. 内容

(1) 事業内容      マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題解決に向けて、管理組合における合意形成をサポートする取組み等を公募・支援し、成功事例の収集・分析等を行う。

- ① 専門家の活用も含めた新たなマンション維持管理の適正化
- ② 持続可能社会に対応したマンション再生の促進
- ③ 老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備

(2) 事業主体      マンション管理組合の活動を支援する法人等

(3) 補助率        定額補助

(4) 限度額        1,000万円 (③については2,000万円)

(5) 事業期間      平成25年度～平成27年度

3. 平成26年度予算額 (国費)    1.54億円

※平成26年度においては、「③老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備」を追加

## 公的賃貸住宅長寿命化モデル事業の創設

### 1. 目的

昭和40年代建設の公営住宅ストックが大量に更新期を迎える中、多くの地方公共団体においては、建替えに十分な予算や組織・人員の確保が困難な状況である。この状況を踏まえ、公的賃貸住宅の戦略的なストックマネジメントを実施する一環として、長期にわたり維持・活用していくことを目的に、最新の建築技術を踏まえた長寿命化改修の先導的な取組みに対して支援する。

### 2. 概要

#### （1）事業内容

公営住宅、改良住宅、UR住宅、公社住宅の既存ストックを長寿命化するための先導的取組みであって、学識経験者・実務者等からなる審査委員会により、新規性や汎用性の観点から評価されたもの。

#### （2）事業主体及び補助率

- ・地方公共団体（公営住宅・改良住宅）：補助率：国2/3 地方公共団体1/3
- ・都市再生機構（UR住宅）：補助率：国1/2 UR1/2
- ・地方住宅供給公社（公社住宅）：補助率：国1/4 公社3/4

※地方住宅供給公社が供給主体の場合は、地域優良賃貸住宅の認定を受けたものに限る。

#### （3）補助対象

##### ①長寿命化基本改善工事

ストックの長期活用の観点から、専用部分／共用部分／屋外・外構部分について、最低限必要な工事（居住性向上のための工事、福祉対応のための工事等）

##### ②長寿命化先導的改善工事

長寿命化に資する先導性を有し、今後将来的な普及が見込まれる工事

※ただし、補助引上げ対象上限額を①+②の合計で戸当たり1,000万円とする。

### 3. 平成26年度予算額（国費） 150億円

共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

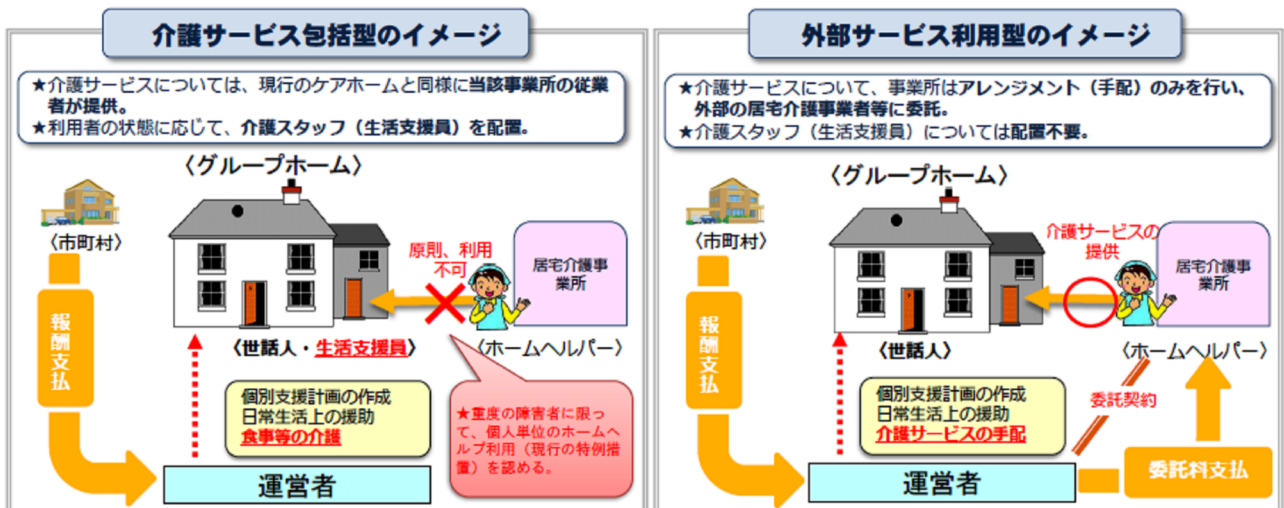
1. 目的、概要

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合。（平成26年4月1日）

また、グループホームへの一元化に併せて、外部サービス利用型の形態及びサテライト型住居の仕組みを創設。

2. 一元化後のグループホームにおける介護サービスの提供形態

グループホームで提供する支援を「基本サービス（日常生活の援助等）」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供については、① グループホーム事業者が自ら行うか（介護サービス包括型（従来のケアホーム型））、②グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか（外部サービス利用型）のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとした。



### 3. サテライト型住居の創設

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の一つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提としてユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設。

